

# 告 示

## 埼玉県選管告示第五十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和三年八月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立循環器・呼吸器病センター	埼玉県熊谷市板井千六百九十六番地
病院	地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立がんセンター	埼玉県北足立郡伊奈町小室七百八十番地
病院	地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	埼玉県さいたま市中央区新都心一番地二
病院	地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立精神医療センター	埼玉県北足立郡伊奈町小室八百十八番地二